

宮城県養殖業環境変動対策事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1 宮城県（以下「県」という。）は、海洋環境の変動に対応した養殖生産体制の構築を促進するため、予算の範囲内において、宮城県養殖業環境変動対策事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては、補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付対象等)

第2 補助金の交付対象となる経費及び補助率、事業実施主体は別表のとおりとする。

2 補助対象経費に補助率を乗じて算出された補助金額に千円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第3 規則第3条第1項の規定による補助金交付申請書の様式は、様式第1号によるものとする。

2 前項の補助金の交付の申請を行うに当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

3 次の各号のいずれかに該当する者は、交付申請をすることはできない。

- (1) 暴力団排除条例（平成22年宮城県条例第67号）に規定する暴力団又は暴力団員等
- (2) 県税に未納がある者
- (3) 国内の法令に反する業務を行っている者、公序良俗に反する業務を行っている者及び反社会勢力、又はこれに類似する企業・団体
- (4) その他補助が適当でないと知事が認める者

4 知事は、前項第1号に定める暴力団又は暴力団員等に関する事項について、県警察本部長宛て照会することができる。

(交付申請の添付書類)

第4 規則第3条第2項の規定により補助金交付申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 事業実施主体の納税証明書（税目は全ての県税。ただし、補助対象者等が納税義務者でないときは、任意様式によりその旨を記載した申立書を添付する。）
- (3) 事業実施主体の暴力団排除に関する誓約書（様式第3号）
- (4) その他知事が必要と認める書類

(交付の条件)

第5 規則第5条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容の変更又は補助事業に要する経費の配分の変更をする場合においては、様式第4号により知事の承認を受けること。ただし、次に掲げる軽微な変更にあつては、この限りでない。
 - イ 補助事業に要する経費の30パーセント以内の変更である場合
 - ロ 補助事業に要する経費の減額である場合
 - ハ 補助目的に変更をもたらさない事業計画の細部の変更である場合
- (2) 補助事業を中止し又は廃止する場合においては、様式第5号により知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに、知事に報告してその指示を受けること。

(実績報告)

第6 規則第12条第1項の規定による補助事業実績報告書の様式は、様式第6号によるものとする。

- 2 補助事業者は、前項の実績報告を行うに当たって、第3第2項のただし書きの規定により補助金を算出した場合において、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかでない場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

(実績報告の添付書類)

第7 規則第12条第1項の規定により実績報告書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業実績書(様式第7号)
- (2) 事業実施主体の支出を証する書類の写し
- (3) 漁業者が支出した経費に掛かる納品書及び請求書
- (4) 取組内容が分かる写真
- (5) その他知事が必要と認める書類

(補助金の交付方法)

第8 補助金は、規則第13条に規定する補助金の額の確定後に交付するものとする。ただし、知事が補助事業の遂行上必要と認めるときは、規則第15条ただし書の規定により、概算払により交付できるものとする。

- 2 補助事業者は、前項のただし書の規定により補助金の概算払を受けようとするときは、補助金概算払請求書(様式第8号)を知事に提出しなければならない。

(消費税及び地方消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第9 補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合には、様式第9号により速やかに知事に報告しなければならない。

- 2 知事は、前項の報告があつた場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(処分の制限を受ける財産)

第10 規則第21条の規定により処分の制限を受ける財産は、1件当たりの取得価格又は効用の増加額が50万円以上の機械、器具及びその他の財産とする。

2 規則第21条ただし書の規定により処分の制限を受ける期間は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間とする。

（帳簿及び書類の備付け）

第11 補助事業者は、補助金に係る経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整備し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

（交付決定前着手）

第12 補助事業の着手は、原則として補助金の交付決定に基づき行うものとする。ただし、やむを得ない事由により、当該交付決定前に着手する必要がある場合には、知事に対して、交付決定前着手届（様式第10号）を提出するものとする。

（書類等の経由）

第13 この要綱の規定により、宮城県知事に提出すべき書類等は当該地域を管轄する地方振興事務所水産漁港部を経由するものとする。

（その他）

第14 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項については、別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和6年12月6日から施行し、令和6年度予算に係る補助金に適用する。

2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金に適用するものとする。

別表

<p>補助対象経費</p>	<p>新たな養殖種や養殖技術の導入、漁船漁業との複合経営化など、環境変動等による影響を緩和するための試験的な取組に必要な資材や設備、漁具等の導入に要する経費</p> <p>① 種苗費：新たな養殖種や養殖技術の導入に必要な種苗の購入に係る経費</p> <p>② 資材費：新たな養殖種や養殖技術の導入に必要な資材及び設備等（養殖用資材一式及び付属する設備）の購入に係る経費</p> <p>③ 漁具費：第二種共同漁業権内において沿岸漁業を営むための漁具、漁網等の購入に係る経費</p> <p>④ その他：事業実施に必要と知事が認める経費</p> <p>※ 「新たな養殖種」とは本県において養殖が行われていないか、行われていても試験的なものであって、本格的な産業化に至っていない水産物をいう。</p> <p>※ 「宮城県漁船漁業復興完遂サポート事業費補助金」の交付を受けたものは交付の対象外とする。</p>
<p>補助率</p>	<p>2 / 3 以内 1 件あたりの補助上限額は 20,000 千円とする</p>
<p>事業実施主体</p>	<p>○海面養殖業を営むものが所属する次の団体 ・ 漁業協同組合及びその下部組織</p> <p>○県内に住所及び事業所を有し、内水面養殖業を営む個人または法人</p> <p>○その他知事が特に認めたもの</p> <p>※ 「海面養殖業を営むもの」とは、養殖業が主たる収入源であって、環境変動前の三か年において、全体の漁業収入に占める養殖業による収入の割合が相当程度あった経営体をいう。</p>

○ 補助対象経費の扱いについては、本表のほか、「宮城県養殖業環境変動対策事業費補助金の手引き」によるものとする。